

○多賀城市公民館及び多賀城市民会館管理運営要綱

(令和2年7月30日教育長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、多賀城市公民館条例（昭和52年多賀城市条例第9号）及び多賀城市公民館管理規則（昭和52年多賀城市教育委員会規則第2号。以下「公民館規則」という。）並びに多賀城市民会館条例（昭和61年多賀城市条例第22号）及び多賀城市民会館条例施行規則（昭和62年多賀城市教育委員会規則第6号。以下「市民会館規則」という。）に定めるもののほか、多賀城市公民館（以下「公民館」という。）及び多賀城市民会館（以下「市民会館」という。）の公正、かつ、有効な利用を確保するため、それらの管理運営について必要な事項を定めるものとする。

(使用許可申請書の提出期間の特例)

第2条 公民館規則第5条第1項ただし書の規定により教育長が特に必要と認めるときは、次の行事に使用するときとする。

(1) 市が主催する行事

(2) 次のいずれかに該当する行事であって、開催準備のために前3月より前の使用許可が必要と認められるもの

ア 市民会館の大ホール、小ホール又は展示室と併せて中央公民館を使用する行事

イ 規則第12条第1項第2号及び第17条第1項第2号の教育長が認める団体が行う行事

(3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により市が指定したものが指定管理事業として主催する行事（以下「主催指定管理行事」という。）

2 市民会館規則第5条ただし書に規定する特別の理由は、次の各号に掲げる場合とし、その使用許可申請書を提出できる期間は、それぞれ当該各号に定める期間とする。なお、市民会館の管理運営上支障がないと認められる場合にあつては、同条本文又は当該各号に定める期間が経過した後であっても、同条本文の規定による使用許可申請書の提出を行うことができるものとする。

(1) 市が主催する行事又は主催指定管理行事に使用する場合 使用しようとする初日（以下「初日」という。）の前24月から前7日まで

(2) 開催準備のために前12月より前の使用許可が必要と認められる行事に使用する場合（前号の場合を除く。） 初日の前24月から前12月の前日まで

(3) 大ホール、小ホール又は展示室の使用を伴わずに、それら以外の各室又は設備器具を使用する場合（前2号の場合を除く。） 初日の前3月から前7日まで

(使用料及び利用料金の免除に係る行事及び団体)

第3条 公民館規則第12条第1項第1号及び第17条第1項第1号並びに市民会館規則第14条第1項第1号及び第19条第1項第1号の市が主催する行事には、主催指定管理行事を含むものとする。

2 公民館規則第12条第1項第2号及び第3号並びに第17条第1項第2号及び第3号並びに市民会館規則第14条第1項第2号から第5号まで及び第19条第1項第2号から第5号までに規定する教育長が認める団体は、別表第1に掲げる団体とする。

3 公民館規則第12条第1項第4号及び第17条第1項第4号並びに市民会館規則第14条第1項第7号の教育長が特に認める行事は、次のとおりとする。

- (1) 市が共催する行事
- (2) 国、県その他官公庁が主催する行事
- (3) 前2号に準じるものと教育長が認める行事
(社会教育関係団体登録)

第4条 公民館規則第12条第3項及び市民会館規則第14条第3項に規定する登録（以下「社会教育関係団体登録」という。）を受けることができるものは、別表第2に掲げる団体とする。

2 公民館規則第12条第3項及び市民会館規則第14条第3項に規定する申請は、社会教育関係団体登録申請書（別記様式）に次の書類を添付して行うものとする。

- (1) 社会教育関係団体登録調査票
- (2) 会則
- (3) 会員名簿
- (4) 収支予算書
- (5) その他教育長が必要と認める書類

3 社会教育関係団体登録の有効期限は、当該登録の有効期間の開始日が属する年度の末日とする。

（使用料又は利用料金の免除の申請）

第5条 公民館規則第12条第4項（公民館規則第17条第2項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）又は市民会館規則第14条第4項（市民会館規則第19条第2項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定による申請書には、当該申請書に係る行事に関する要項又はこれに準ずるものを添付するものとする。

（原状回復等）

第6条 公民館又は市民会館の使用者は、連絡責任者を明確にしなければならない。

2 会場の準備及び後始末は使用者が行い、終了後は公民館又は市民会館の職員の点検を受けなければならない。

3 ごみの後始末は使用者が行い、これに要した費用は使用者の負担とする。

4 使用者が自らの責任において原状回復できないときは公民館又は市民会館で原状回復し、これに要した費用は使用者の負担とする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

（旧要綱の廃止）

2 多賀城市公民館管理運営要綱（平成7年1月30日教育長決裁）及び多賀城市市民会館管理運営要綱（平成6年7月29日教育長決裁）は、廃止する。

（経過措置）

3 この要綱の施行前に多賀城市公民館管理運営要綱及び多賀城市市民会館管理運営要綱の規定に基づき行われた申請その他の行為は、この要綱の相当の規定に基づき行われたものとみなす。

別表（第3条関係）

1 連合会等

- (1) 多賀城市子ども会育成連合会
- (2) 多賀城市芸術文化協会
- (3) 多賀城市父母教師会連合会
- (4) 多賀城市防犯協会連合会
- (5) 多賀城市婦人会連合会
- (6) 多賀城市体育協会
- (7) 多賀城市シニアクラブ連合会
- (8) 多賀城市婦人防火クラブ連合会
- (9) 塩釜地区交通安全協会多賀城市連合支部

2 個別団体

- (1) 多賀城太鼓保存会
- (2) 多賀城鹿踊保存会
- (3) 多賀城市民生委員児童委員協議会
- (4) 多賀城市ボランティア連絡会
- (5) 多賀城市国際交流協会
- (6) 市内の町内会、自治会及びこれらに類する団体
- (7) 青少年健全育成多賀城市民会議
- (8) 多賀城市社会福祉協議会
- (9) 大伴家持顕彰会
- (10) 生涯学習100年構想実践委員会
- (11) 史都多賀城万葉まつり実行委員会
- (12) 多賀城市民スポーツクラブ

別表第2（第4条関係）

- (1) 別表第1の1の項に掲げる団体に加入し、又は当該団体を構成する団体
- (2) 市内に所在する社会福祉法人又は多賀城市社会福祉協議会が助成する団体
- (3) 次のいずれにも該当する団体
 - ア 5名以上の自主グループであること。
 - イ 構成員の半数以上が市内に居住していること。
 - ウ 活動内容が社会教育に関係するものであること。

